人事院は、国家公務員の育児休業等に関する法律に基づき、人事院規則一九―〇（職員の育児休業等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十八年二月五日　人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一九―〇―九

人事院規則一九―〇（職員の育児休業等）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一九―〇（職員の育児休業等）の一部を次のように改正する。

第十九条第一号中「又は矯正医官法第五条第一項」を削り、「勤務時間法第六条第一項」を「同条第一項」に改め、「期間」の下に「（育児短時間勤務をしようとする期間の全てをそれぞれ一週間、二週間、三週間又は四週間に区分した各期間）」を加える。

附　則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

官　庁　報　告

官　庁　事　項

人事院公示第５号

人事院は、人事院規則２―４（人事院の職員に対する権限の委任）第２項の規定に基づき、平成４年人事院公示第１号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

平成28年２月５日　人事院総裁　一宮なほみ

１　第２項中第５号を第６号とし、第４号を第５号とし、第３号の次に次の一号を加える。

四　規則第19条第１号の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。

２　この決定による改正は、平成28年４月１日から効力を発生する。

人事院公示第６号

人事院は、人事院規則２―４（人事院の職員に対する権限の委任）第２項の規定に基づき、平成６年人事院公示第14号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

平成28年２月５日　人事院総裁　一宮なほみ

１　第２項第２号中⑴を削り、同号⑵中「第３条第１項第１号イ又は第２号イ」を「第３条第１項第１号」に改め、同号中⑵を⑴とし、⑴の次に⑵から（２の３）までとして次のように加える。

⑵　第３条第２項第２号の規定に基づき、各省各庁の長が定める職員について協議に応ずること。

（２の２）　第３条第３項（第４条の３第２項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。

（２の３）　第３条第４項（第４条の３第２項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、人事院が定めることとされている場合及び事項について定めること。

第２項第２号⑶中「第３条第３項又は第４項第２号（第31条の２第３項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）」を「第４条第２項第１号若しくは第２号又は第３項第２号」に改め、同号中⑶の次に（３の２）から（３の４）までとして次のように加える。

（３の２）　第４条の２の規定に基づき、人事院が定めることとされている場合及び事項について定めること。

（３の３）　第４条の４第３項又は第４項第２号の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。

（３の４）　第４条の５第１項第２号の規定に基づき、人事院が定めることとされている者について定めること。

第２項第２号中⑯を削り、⑮を⑯とし、（14の３）を⑮とし、（17の２）を削る。

２　この決定による改正は、平成28年４月１日から効力を発生する。

公　告

諸　事　項

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第１８５２号

福岡市博多区博多駅南４丁目２番10号南近代ビル５Ｆ
債務者　株式会社トライアゲイン
代表者代表取締役　金子　良介
１　決定年月日時　平成28年１月21日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　五十川　伸
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月24日午前10時
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２３号

福岡市中央区赤坂１丁目６番23―１号
債務者　株式会社摩憲
代表者代表取締役　古川　卓摩
１　決定年月日時　平成28年１月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　牧　　智浩
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月24日午後２時30分
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第５２号

大阪市北区樋之口町１番４―405号
債務者　株式会社中テック
代表者代表取締役　薬師寺久憲
１　決定年月日時　平成28年１月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　永田　竜也
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月28日午後２時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４９号

福岡市中央区白金２丁目２番21―206号
債務者　ＳＥＣＯＮＤ　ＬＩＦＥ株式会社
代表者代表取締役　高橋　洋介
１　決定年月日時　平成28年１月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　管納　啓文
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月30日午後２時30分
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第４１号

大阪市福島区野田１丁目１番86号
債務者　株式会社牡丹忠商店
代表者代表取締役　牡丹幸智子
１　決定年月日時　平成28年１月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中嶋　勝規
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月11日午後２時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３５８号

静岡県田方郡函南町塚本381番地
債務者　有限会社市川組
代表者清算人　市川　幸仁
１　決定年月日時　平成28年１月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　内笹井　明
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月13日午前10時
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第５３１０号

大阪市住吉区苅田７丁目７番２号
債務者　株式会社香川フードサービス
代表者代表取締役　北川惠一郎
１　決定年月日時　平成28年１月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　野村いづみ
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月14日午後２時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第８３７号

広島市南区段原南１丁目25番８号
債務者　有限会社壱番館
代表者清算人　濵村　房夫
１　決定年月日時　平成28年１月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　日野真裕美
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月15日午後２時
広島地方裁判所民事第４部